

## 13 休日及び夜間の一次救急医療に関すること



主管：健康福祉課

### 経緯

平成6年1月から木曾郡町村会の業務として行われていた休日及び休日夜間の一次救急医療業務を木曾広域連合が引き継いで行っています。

現在の休日及び夜間における一次救急医療については、医師は信州大学医学部からの派遣、看護師は地元有資格者の雇用、実施場所は木曾病院の施設の一部を借用の形で実施しています。また休日の昼間は、木曾医師会及び木曾郡歯科医師会の在宅当番医制がこの機能を補完しています。

### 現状と課題

令和3年度は、年間123日間の稼働で延べ2,224名の受診がありました。当業務は、交通事故、スキー事故等による郡外者の利用もあり、一年を通じて需要が多い状況です。

木曾病院を利用した休日及び休日夜間の一次救急医療体制の実施は、高齢化が進む木曾地域においては重要な施策であり、医師や看護師の不足が地域的課題となる中、これら医療従事者の継続的な安定確保が最大の課題となっています。今後、遠隔診療の動向によっては、医療従事者不足を補う手段として一次救急医療での活用も検討していく必要があります。

また、県境をまたぐ救急搬送においては、県ごとの対応手順の違いなどから医療機関受け入れの困難性が顕在化しており、「他圏域との連携」の円滑化を図ることも課題です。

### 今後の方針

木曾病院の施設を利用し、信州大学からの医師派遣により実施している現行の体制を維持するために、木曾病院・信州大学など関係機関との連携、協力体制維持に努めます。

安定的な一次救急医療体制の維持、他圏域を参考とした整備の充実、改善についても研究を行います。さらに、看護師については、木曾医師会や構成町村と連携し、確保に努めます。

### 施策

- 1 医師・看護師確保による実施体制の充実を図ります。
- 2 他圏域との連携の円滑化に向けた検討・協議を行います。
- 3 一次救急医療に関する調査研究により、より良い制度運用を図ります。